

# 秘密保護法成立を阻止できなかった原因を考える<sup>1</sup>

— 「リベラル派」が負け続ける原因はなにか —

大野 友也

## 1. はじめに一問題意識

本稿は、2013年12月7日に成立した秘密保護法につき、世論の強い反対があったにもかかわらず、その成立を阻止できなかった原因について考察をするものである。研究というより運動論的な色合いが強いが、憲法研究者として、違憲の疑いの強い法律の成立を許したことに対する反省をすべく、またその反省を生かして今後どうすべきかにつき、考察を行ってみたいと考えた次第である。なお、本稿で行う考察は、客観的なデータ等に基づいて論証されたものではなく、私の個人的な印象に基づくものも少なくないことを予めお断りしておきたい。

サブタイトルにおける「リベラル派」という言葉の定義は厳密なものではなく、「自由擁護派」あるいは「保守派ではない」という程度の liberal な意味で用いる。また「負け続ける」という表現につき、例えば2014年1月19日の名護市長選では移設反対派の稲嶺氏が勝利しているということなどから、違和感を覚える方もいるかもしれない。しかし有事法制や教育基本法改定、今回の秘密保護法など、大きな流れとして負け続けているのは事実だろうと思われるため、あえて「負け続ける」と表現した。

さて、私がこうした考察をした一つのきっかけは、ある知人（以下、氏と表現）からのメールである。氏はメールの中で、秘密保護法の成立の原因として、①与党の強引さ、②マスコミの報道・国民の運動の遅さ、③研究者の取り組みの遅さという3点を挙げておられた。それぞれその通りだと思うが、ではなぜそのような事態となったのか、またこの他にも原因があると考えられるので、ま

---

<sup>1</sup> 本稿は2014年1月26日に明治大学で行われた平和憲法研究会での報告をもとにしている。報告の機会を与えて下さり、また報告に対し様々な意見を下さった参加者の皆様に感謝したい。

ず氏の指摘から検討し、続いて私が思う原因を考察してみたい。

## 2 秘密保護法成立の要因

### (1) 与党の強引さ

秘密保護法案を審議する国会において目に付いたのは、氏も言う通り、与党の強引さである。その原因の一つは、2012年の衆院選での与党の大勝利および2013年参院選での勝利である<sup>2</sup>。こうした与党の勝利の原因は、民主党政権が期待を大きく裏切ったこと、衆院選後に衆参のねじれにより「決められない政治」といった表現がメディア等でなされたこと<sup>3</sup>、選挙制度の問題などが考えられる。

選挙制度について若干の敷衍をしたい。選挙制度の問題点としては、衆議院における小選挙区制度導入と、衆参両院における一票の格差の問題が主なものとして指摘できるだろう。小選挙区制度の問題とは、しばしば指摘されるように、得票率で相対的に第一党となった政党が、議席占有率では過半数を大きく超えることが生じることである。実際、2012年の衆院選においては、小選挙区における自民党の得票率は43%だが、議席占有率は79%であった<sup>4</sup>。小選挙区制度の結果、こうした結果が生ずることは導入当時から予測されていたとはいえ、得票率と議席占有率の大きなずれは、国民の予想を超えていたと言っているのではないと思われる。この大きなずれの結果、自民党が議席を大きく伸ばし、結果として暴走とさえ言えるような強引な国会運営を可能にしてしまった面は否めないだろう。

<sup>2</sup> 2012年の衆院選で自民党は294議席、公明党は31議席を獲得し、合わせて235議席と3分の2を超える巨大与党となった。また2013年の参院選では自民党が65議席、公明党が11議席を獲得し、非改選を合わせると自民党が115議席、公明党が20議席となり、計135議席と過半数を獲得している。

<sup>3</sup> 例えば、朝日新聞2013年3月29日付朝刊37頁には「考・民主主義はいま 不要論もある参議院の役割は 二院制の長所と短所は」と題する記事の中で、「決められない政治」という表現がなされている。この記事では、批判的なニュアンスではなく、むしろ二院制を評価する趣旨であるが。

<sup>4</sup> 上脇博之『なぜ4割の得票で8割の議席なのか』（日本機関紙出版センター、2013年）3頁。また、中北浩爾『決められるすぎる政治』から『合意できる政治』へ』世界852号（2014年）101頁は、これを「民意と議席の間」の「ねじれ」と呼んでいる。中野晃一「小選挙区制―『選挙独裁制』が破壊する民主主義」世界852号（2014年）119頁以下も参照。

また一票の格差も民意をゆがめる原因となる<sup>5</sup>。「農村部に強い」などと言われる自民党であるが、農村部の多い地方の選挙区が過剰代表される傾向にあり、都市部に強いと言われる民主党などが過小代表となる傾向は否定できないだろう。

先のメールの中で氏は、与党の強引さにつき、強引な国会運営の結果、一時的に支持率が落ちたとしても、国民はすぐ忘れるだろうという国民をばかにした態度があると指摘していた。日本のことわざに「喉元すぎれば熱さを忘れる」というものがあるが、実際にそういった傾向はあるだろうし、その傾向を与党が見越しているということもありうるだろう。加えて、支持率は様々な要因で上下するものであり、2013年末に安倍首相が行った靖国参拝後には、若干とはいえ支持率が上昇しているとの結果もあり<sup>6</sup>、その他の政策で支持率は挽回可能と見られている面もあるだろうと思われる。

くわえて、「喉元過ぎれば熱さを忘れる」というが、そもそも、その「熱さ」を感じていない国民も多いのではないかという気もしている。これについては後で触れたい。

なお、氏は「今通さないとさらに国民の反対運動が盛り上がる」との指摘もされていた。確かにそういう面もあるかもしれないが、市民の多くは法案に反対というよりも、強引な国会運営に反対ということだったのではないだろうか<sup>7</sup>。むしろ、2014年の通常国会では2014年度の予算審議がなされ、仮に秘密保護法案が成立していなかった場合、審議は4月以降にずれ込むことになるが、4月には消費税増税が予定されていて、支持率の低下が見込まれること、集团的自衛権行使の容認の是非という重大問題を抱えていることなどから、2013年のうちに成立させてしまいたかったとの指摘が説得的である<sup>8</sup>。

---

<sup>5</sup> 中北・前掲注(4) 101-02頁。

<sup>6</sup> 「安倍内閣支持率、1ポイント増55.2% 共同通信世論調査」(2013.12.30 08:05配信)〈<http://sankei.jp.msn.com/politics/news/131230/plc13123008060002-n1.htm>〉

<sup>7</sup> 「国会論議「不十分」76% 秘密保護法「運用に不安」73% 朝日新聞社世論調査」朝日新聞2013年12月8日付朝刊1頁。また賛成派でも、審議が不十分と答えた人が59%だったという。運用への不安も、審議が十分ではないというところからきている可能性があり、法そのものへの反対とは必ずしも言えないように思われる。

<sup>8</sup> この点は、研究会当日に参加者から指摘を受けた。

## (2) マスコミの報道の遅さ

氏が挙げる2つ目の原因はマスコミ報道の遅さ・国民運動の遅さである。まずマスコミ報道の遅さという点から見ていきたい。マスコミ報道については、鹿児島大学付属図書館で利用可能なデータベースを利用した。

### ① 朝日新聞

まず朝日新聞を見る<sup>9</sup>。朝日新聞において、秘密保護法制につき政府が検討を始めたとの報道が最初になされたのが、2008年2月15日付朝刊であった。海上自衛隊員がイージス艦の情報を流出させた事件がきっかけである。また朝日新聞が初めて「秘密保全法案」に反対したのが、2011年10月12日付社説「秘密保全法制 「知る権利」守れるのか」である。批判の対象は、特別秘密の範囲の曖昧さ、公務員のプライバシー、知る権利などである。この時期においてはまだ報道は少ない。

安倍政権が成立した2012年12月から、2013年7月の間の記事数は23件であった。この間になされた報道で目に付くのは、2013年3月30日付朝刊「機密流出の罰則を強化 秘密保全法案、安倍政権が提出を検討」である。また、7月27日に秋の臨時国会に法案が提出されるとの記事があった。

2013年8月は12件であった。秘密保護法案の危険性について正面から言及したのが8月24日付朝刊1面の「国の機密漏洩、懲役10年 安保4分野、厳罰化 秘密保護法案」と題する記事で、「国民の知る権利や取材の自由、プライバシーの保護に抵触しかねないとの懸念がある。そのため法案には、拡大解釈による基本的人権の不当な侵害を禁じる規定も盛り込む方向だ」と批判的に報じている。また同日付朝刊3頁で「知る権利」につき服部孝章教授の批判コメントが紹介されている。その一方で、佐々淳行・元内閣安全保障室長による法案推進のコメントもある。その上で、25日付社説「秘密保全法案 権利の侵害は許されぬ」で法案に対する全面的な批判を展開した。他に大阪弁護士会の反対シンポの記事なども掲載されている。

---

<sup>9</sup> 朝日新聞のデータは、総合データベース「開蔵Ⅱ」を利用し、「秘密保護法」と「秘密保全法」をor検索した結果である。本文に掲載した記事件数の中には読者投稿や別テーマの記事において一言だけ言及されたものも含まれる。

2013年9月は47件であった。9月に入ると、日弁連や日本ペンクラブなど各組織の反対声明・反対運動の報道や、関連の投書掲載が増加する。18日付「天声人語」でやや批判的なコメント、19日付社説「秘密保護法案 知る権利はつけ足しか」で批判がなされている。他方で「秘密保護法案 読み解く：2 なぜ急ぐの？ 外国の情報、国内から漏れ防ぐ」といった解説記事で、政権の主張も紹介されている。

2013年10月は167件であった。10月に入ると、さらに批判的な記事が出始め、また社会における反対運動・声明の紹介も増える。さらに18日付社説「秘密保護法案 疑問の根源は変わらぬ」では、「知る権利」などを条文で触れたとしても、秘密にされたことが半永久的に秘密のままなどと制度を批判した。法案が25日に提出されると、翌26日付社説で「特定秘密保護 この法案に反対する」と、全面的に反対する社説を掲載している。また、解説記事などでも法案の問題点を指摘・解説する記事が増加した（26日付「あれもこれも秘密？ 秘密保護法案、問題点を考える」など）。

2013年11月になると653件と記事数は急増する。また社説での取り上げ回数も増加した。以下、日付とタイトルだけを掲載する。6日付「秘密保護法案 社会を萎縮させる気か」、8日付「特定秘密保護法案 市民の自由をむしばむ」、12日付「秘密保護法案 極秘が支えた安全神話」、16日付「特定秘密保護法案 身近な情報にも影」、同「特定秘密保護法案 成立ありきの粗雑審議」、20日付「特定秘密保護法案 外交の闇を広げる恐れ」、同「特定秘密保護法案 この修正はまやかしかだ」、22日付「秘密保護法案 「翼賛野党」の情けなさ」、23日付「秘密保護法案 これで採決などできぬ」、24日付「秘密保護法案 自己規制の歴史に学ぶ」、26日付「秘密保護法案 福島の声は「誤解」か」、27日付「特定秘密保護法案 民意おそれぬ力の採決」、28日付「秘密保護法案 欠陥法案は返品を」、と連日のように社説で批判を展開した。

2013年12月に入り、法案成立が見えてくると915件とさらに記事が増加した。社説も連日のように批判を展開している。以下、日付とタイトルを掲載する。2日付「秘密保護法案 裁きを免れる「秘密」」、3日付「秘密保護法案 石破発言で本質あらわ」、4日付「秘密保護法案 国会が崩す三権分立」、5日付「秘密保護法案 採決強行は許されない」、6日付「特定秘密保護法案 民主主

義に禍根を残すな」、7日付「秘密保護法成立 憲法を骨抜きにする愚挙」、成立後も8日付「秘密保護国会 異様な光景の果てに」、11日付「特定秘密法 心に響かぬ首相の強弁」。また13日付「石破発言 報道の危うさ叫ぶ前に」では石破発言に絡めた秘密保護法批判もなされている。

## ② 南日本新聞

続いて私の在住する鹿児島県の地方紙・南日本新聞を見てみる<sup>10</sup>。

南日本新聞が最初に「秘密保全法」に批判的に言及したのが2010年11月10日付社説「衝突映像流出／犯人捜しで済みますか」である。「知る権利」への懸念が表明されている。さらに2012年6月28日付社説「中国スパイ疑惑／「秘密保全法」は慎重に」がある。2005～2012年12月末までに17件の記事があった。

安倍政権成立後、2013年1月から7月は5件と少ない。ただ、6月9日付社説「日本版NSC／知る権利制約の懸念も」において日本版NSCと並行して秘密保全法が浮上していることに対し批判的に言及している。

2013年8月も6件と少ないが、15日付記事で「政府高官」の発言として「特定秘密保全法案」を紹介し、やや批判的に報道している。また29日付社説「秘密保護法案／国会での慎重な議論を」と題し、政府の主張をやや丁寧に紹介しつつ、知る権利などへの懸念などにも言及している。

2013年9月には18件と微増した。法制につき、知る権利縮減への懸念、市民団体から反対運動や反対声明がなされていることも報じられた。

2013年10月には66件と増加した。19日付社説「秘密保護法案／恣意的な運用を許すな」で、恣意的な運用への懸念を表明しており、27日付社説「秘密保護法案／検証の仕組みが必要だ」では法の恣意的運用への懸念を表明、また独立した第三者機関の設置や指定期間終了後の公開・公文書館への移管などを提言している。

11月に入ると133件と倍増した。社説での批判も増えた。以下、日付とタイトルを掲載する。2日付「文書流出時効／厳罰化より情報保全を」、9日付「秘

---

<sup>10</sup> 南日本新聞の記事は、南日本新聞データベースを利用した。検索ワード・記事件数は朝日新聞と同様である（注9参照）。

密法審議入り／国民の疑念を払拭せよ」、26日付「秘密保護法案／国民の不安に向き合え」で、28日付社説「秘密保護法案／「知る権利」の瀬戸際だ」。また「問う 秘密保護法案—ここが論点」という連載を5回にわたり掲載し、「識者」からの賛否両論を紹介している。

12月には153件とさらに報道が増加した。基本的には批判的な内容である。7日付社説「臨時国会／強行政治は許されない」、8日付社説「秘密保護法成立／運営監視し制度を見直していきたい」。また「問う 秘密保護法案」という記事も随時掲載し、法案を批判的に解説している。法の成立後も11日付社説「特定秘密保護法／継続した監視が必要だ」、15日付社説「秘密保護法公布／制度の抜本の見直しを」で反対の立場を表明している。

### ③ 毎日新聞

鹿児島大学付属図書館では上記2紙以外はデータベースがないため調査できない。ただ、毎日新聞で「【紙面審ダイジェスト】特定秘密保護法 なぜ成立を許してしまったのか、検証を」という、記者による座談会の記事がウェブ上で閲覧できた<sup>11</sup>。そこでなされた反省・分析が興味深いので、少し見ておきたい。この座談会の中で「立ち上がりが遅かったのではないか。本紙が集中的なキャンペーンを展開したのは、法案が国会に提出された後の1カ月半ほどだ。それ以前もそれなりに書いてはいたが散発的な印象だった」という発言がなされている。毎日新聞自身も、量や内容はさておき、比較的早い段階から秘密保護法制についての記事を書いていたことが伺える。

ここまで見る限り、メディアの報道が遅かったとは必ずしも言えないのではない。ただ、初期は報道が少なかったのも事実であり、その意味で、「盛り上がりが遅かった」という氏の指摘はその通りだろう。

また、初期段階においてはメディアの危機感も弱かったが、記事に対する読者の反応も弱かったのではないかという気もしている。実際、私自身も、早い段階でこの法案の問題性に気づいていたとは言えず、反省せねばならない。ま

---

<sup>11</sup> 「【紙面審ダイジェスト】特定秘密保護法 なぜ成立を許してしまったのか、検証を」(<http://mainichi.jp/journalism/news/20131227org00m040005000c.html>) (2014年1月31日最終アクセス)

た読者からの反応がない、あるいは弱いということになれば、報道側としては、なかなか大々的な報道はしにくいように思われる。

くわえて、報道の量だけでなく、その報道内容についても問題となりうる。先に触れた毎日新聞の座談会では、次のように述べられている。

「一般市民への影響をもっと分かりやすく伝えるべきではなかったか。…『秘密保護法で困るのはメディアだけ』という受け止め方は今も残っていると思われる」「いま考えると確かに訴えかけ始めたのは早かったかもしれないが、実際の生活に何が起き得るのかというのを具体的に分かりやすく示すことをもっと早くやっていたら、もう少し広がりがあったかもしれない。皆さんも言ったようにマスコミや有識者に対する不信感がある。それよりも自分の問題として考えてもらうためには、シミュレーションだとか、何が起きるんだというのを丁寧にしつこくやればよかったと思う<sup>12</sup>」。

毎日新聞における報道内容につき、記事が手元にないため検証できないが、読者の関心を引き起こせていないというのは、読者のアンテナの問題もあるだろうが、報道内容にも問題があった可能性は否定できない。今後、メディアによる報道内容の自己点検とその記事化を期待したい。

さらに毎日新聞の座談会は「他のメディアを巻き込めなかったか。今回は、メディアの存立に関わる「取材の自由」「知る権利」が問われたのに、社によって法案への対応が割れ、同一歩調を取れなかった」とも反省している。実際、産経・読売等は法案に基本的に賛成していた<sup>13</sup>。

テレビ報道については手元に資料がなく、私自身も意識的に見比べていたわけではないので検証のしようがないが、国会中継をしていたNHKは、強行採決の場面だけは実況中継しなかったなどと言われており<sup>14</sup>、もしそうであれば、その報道姿勢は強く批判されるべきであろう。

---

<sup>12</sup> 同上。

<sup>13</sup> 読売新聞2013年12月7日付社説「秘密保護法成立 国家安保戦略の深化につなげよ」、産経新聞2013年12月7日付主張「秘密保護法成立 適正運用で国の安全保て 知る権利との両立忘れるな」。また、神保太郎「メディア批評 第74回 (1) 揃わなかったメディアの足並みー秘密保護法報道」世界852号 (2014年) 71頁以下も参照。

<sup>14</sup> 砂川浩慶・岩崎貞明・水島宏明「座談会 TV局の徹底研究」創481号 (2014年) 31頁 (岩崎発言)。

### (3) 国民運動の遅さ

国民運動はどうであったろうか。以下の情報はいずれも朝日新聞データベース聞蔵Ⅱからのものであるが、法案提出前においては、雑誌協会（2012年1月12日）、新聞労連（2012年1月26日）、各弁護士会（大阪弁護士会、日弁連（2012年5月）、鹿児島弁護士会（2012年7月）など）などが反対声明を出し、また群馬での市民集会（前橋市、13年3月9日）、福井での市民集会（福井市、13年4月20日）などもあり、決して法案前に運動がなかったわけではない。

また法案提出以降は日弁連（2013年10月25日の会長声明など）、日本ペンクラブ（12月6日）、アムネスティ＝インターナショナル日本支部（10月23日）、日本民放連（12月6日の報道委員長コメント）、日本新聞協会（12月6日）、特定秘密保護法案に反対する映画人の会（12月3日／269名）、表現人の会（村上龍・坂本龍一ら）（12月5日／1万名超）があり、また国会周辺での反対デモが連日行われていた。

こうした事実を見てみると、法案提出後に運動・反対声明等が激増したのは事実だが、法案提出前であっても、市民団体による集会も行われており、市民運動が遅かったとは必ずしも言えないのではないかと思う。とはいえ、ただ、盛り上がりは、メディアと同様、13年の10月以降であり、遅かったのも事実である。

### (4) 研究者の取り組みの遅さ

続いて研究者の具体的な取り組みを見る。研究者による取り組みは少なく、私が把握したのは、いずれも法案提出後のものであり、憲法研究者の反対声明（2013年10月28日／142名）、刑事法研究者の反対声明（10月28日／123名）、「特定秘密保護法に反対する学者の会」の反対声明（12月7日／3181名）である。これは数の少なさをさることながら、活動の遅さも残念である。私自身、憲法研究者として反対声明に名を連ねただけで、こうした反対声明の起案・呼びかけ等に加われなかったことは反省せねばならない。

### (5) なぜマスコミ・国民運動・研究者の動きが遅かったのか？

さて、先にみたように、2013年10月に法案が提出されてから報道・運動が増

加しており、それ以前の報道・運動は少ないという事実がある。では、法案が出てこないと報道・運動が増えないのはなぜだろうか。

まず、メディアにおいても市民においても、危機感のなさということがあるのではないだろうか。その原因はいくつかあるだろうが、私自身が考えるのは、これまでにおいて、反対運動の盛り上がったにも関わらず成立した法律で自らが危険を感じたことがない、ということがあるのではないかと、ということである。例えばPKO等協力法、有事法制、教基法改定などは、その都度大きな反対運動が起きたにも関わらず成立した。そしてこうした法律が施行された結果、市民に何か具体的危険が生じたかという、そうとは言い難いように見える。また、実際に危険が生じていたとしても、市民自身がそうした危険を自覚しなければ、「なんだ、言われていたほどの危険はないじゃないか。反対派は大きさに言っていただけなのではないか」という不信感を市民の間にもたらすことになるのではないかと。

つまり、先ほど触れたが、「喉元過ぎれば熱さ忘れる」ではなく、そもそも「熱さ」を感じていない市民が多いのではないかと、ということである<sup>15</sup>。自衛隊員であれば、以前は任務として存在していなかった海外活動があるなど、「危険」が増加している面はあるかもしれない。ただ、入隊時点ですでに海外活動が前提となっている昨今では、もはや新入隊員にとっては、「前に比べて危険になった」という認識は生まれにくいかもしれない。

また、鹿児島にいて感じたことであるが、運動が盛り上がらなかった一つの理由として、法案成立反対を訴えるべき相手の欠如ということがあったのではないかとこの気もしている。つまり、例えば「脱原発」であれば、承認等に権限のある鹿児島県知事や設置主体たる九州電力鹿児島営業所などと、訴えるべき相手ははっきりと目に見えている。ところが秘密保護法案反対の場合、鹿児島には国会がなく、また県選出の国会議員が滞在していない事務所前でのデモは、やりがいという意味でも実際に声が届きにくいという点からも、なかなかやりにくいように思われる。

---

<sup>15</sup> なお、実際の危険といったこと以前に、そもそも政治に興味関心がなく、その意味で「熱さ」を感じていない国民もいるだろうと思われる。

またデモで主張を訴える相手が一般市民だとしても、市民の多くが危機感を覚えていないならば、デモ隊の訴えに耳を傾けないのではないか。後でまた触れるが、デモに対する消極的な評価も少なくないことを考えると、デモをすることに躊躇することはありうる。

さらに、政治的無関心層の増加ということもあるのではないか。実際、国政選挙の投票率は低下傾向にあり<sup>16</sup>、投票率の低さは有権者の政治的関心の低さを示していると思われるが、政治的関心が低ければ、当然、国会で審議されている法案について知らない、関係がないという態度をとることになり、結果、市民運動も盛り上がらないということになるだろう。

このことは、私が担当している講義における学生の反応にも見られる傾向である。私の所属は法文学部法政策学科であり、当学科の多くの学生は法律・政治に関心を持っているように見えるが、中には、自分には関係ない、一票投じて変わらない、という冷めた見方をする学生もいないわけではない。法学・政治学を主に学んでいる法政策学科の学生にしてこうした見方をする者がいるのであるから、市民においてもこうした者が少なからずいるとしても不思議ではない。

こうした政治的無関心層の増加は教育の影響もあったのではないか<sup>17</sup>。教育基本法14条1項は政治教育の尊重を定めており、実際に学校現場では政治についての教育も行われている。にもかかわらず、学校教育が、児童・生徒らの政治的関心を高めることができていなかったとすれば、その原因はどこにあるのだろうか<sup>18</sup>。この点は教育学の研究を待つしかないが、個人的な経験で言えば、教師が「平和主義」「民主主義」といったものを自明の前提として、非常に良いものとして語ってきたことが良くなかったのではないかという気がしている。つまり、生徒児童個々人に、本当に平和主義・民主主義がよいものなの

---

<sup>16</sup> 2012年12月の衆院選は59.32%で戦後最低、2013年7月の参院選も52.61%と戦後3番目の低さと報じられている。衆院選につき、朝日新聞2012年12月17日付夕刊3頁、参院選につき朝日新聞2013年7月22日付朝刊6頁。

<sup>17</sup> 政治に関するものというより、憲法教育についてであるが、その難しさについては、子安潤「憲法の授業空間をつくる」教育817号27-31頁（2014年）。

<sup>18</sup> 大学教員たる私自身も、大学における政治教育のあり方について反省すべき点はあるだろうと思われる。

かどうかを十分に考えさせることなく、「良いものとして捉えなさい」という、いわば「押しつけ」的な形で教えられてきたことが、自身で考えるきっかけを失わせたのではないか、ということである。

また、「一票投じてでも変わらない」という一種のあきらめから、投票を放棄する学生もいる。実際には、特に市町村議会議員レベルなどでは、一票で当落が分かれるようなケースも実際にあることから、一票を投じることで結果に影響が出ることはありうるし、国政選挙であってもそれは同じだろうと思う。また、選挙結果への直接の影響のみならず、若者の投票率が上がれば、有権者の意向に対する政治家の見方も変わることもあるだろうし、当選した者は、落選した者との票差が小さければ小さいほど次の選挙に向けて熱心な政治活動をするとか落選候補の政策を取り入れるといった可能性も期待できることから、投票行動自体が重要であると考えている。こうしたことを講義などで伝えているが、実際にどの程度の学生が投票に行っているのか、はなはだ心もとないところである。

さらに、反対しても無駄、というあきらめもあるように思われる<sup>19</sup>。衆参両院ともに与党が制している現状では、いくら反対しても、結局は抵抗しきれず法案成立を許してしまうという事実がある。実際、私自身の体験として、2006年12月の教育基本法改定の時は毎日のように国会前に行って反対の声を上げていたが、その時に採決されたとの報を受けて、相当に失望し、また無力感を覚えた。こうした無力感の積み重ねにより、次第に市民運動に力が入らなくなるということもありうるように思われる<sup>20</sup>。

---

<sup>19</sup> 谷口真由美 『善良な市民』の三無運動」世界852号（2014年）116頁も参照。

<sup>20</sup> この点につき、研究会において、法案成立後であっても反対運動を展開することでその法律の執行を控えさせることができる、実際に破防法がそうであったし、盗聴法もほとんど執行されていない現実がある、だから法案成立という「敗北」をしたとしても、運動自体は無駄ではないし、続けるべきである、との指摘を受けた。これはその通りであり、実際に秘密保護法についても、今後も執行させないための反対運動が続けられるとの話も耳にしている。そうした運動は重要であるし、過去の運動の一つの成果として破防法がこれまで発動されていないという事実などは、もっと運動の現場でも共有されるべきことであると思われる。

## (6) その他の要因

ここまでは、私が受け取ったメールで提起された点を中心に考察してきたが、以下ではそれ以外の点について検討してみたい。

### ① 自民党リベラル派の退潮

自民党リベラル派の退潮の一つの原因と見る見方がある<sup>21</sup>。実際、自民党の穏健保守であった河野洋平氏などが議員を引退し、また戦中生まれだった議員もどんどん引退しており、自民党の世代交代が進んでいる<sup>22</sup>。その結果、党内野党的な存在がどんどん弱体化し、政府・与党の独走を止められないということは実際にあるだろう。また谷垣禎一氏のように、かつてはスパイ防止法に反対しながら、今回は賛成に回ったという、いわば「変節」した議員がいることも注目される。世論の右傾化傾向と無関係とは言い切れないように思われる。

### ② 公明党の限界<sup>23</sup>

公明党は、自民党と連立を組むにあたり、自民党の独走にブレーキをかける役割が期待されていたと思われる。加えて、公明党の支持母体たる創価学会の初代会長・牧口常三郎氏は治安維持法違反で投獄され、獄死していることは周知のとおりである。そうしたこともあり、創価学会の会員の中には、秘密保護法自体に批判的な者が少なからずいたという話を耳にした。それにもかかわらず、今回のような強引な国会運営や秘密保護法の成立に対してブレーキを掛けなかったのは何故だろうか。この点については、自民党が2012年の衆院選で大勝し、また参院選でも勝利したことで、自民党に対する公明党の影響力が相対的に落ちたこと、また、自民党と、維新の会やみんなの党と関係が接近したことから、ブレーキ役を担えば、政権から切り捨てられ野党になる、ということをおそれたということだろうか<sup>24</sup>。

<sup>21</sup> 中北・前掲注(4) 96頁。

<sup>22</sup> 安倍内閣の大臣クラスで実質的に戦中生まれといえるのは麻生太郎のみである(1940年生まれ)。

<sup>23</sup> 中北・前掲注(4) 96-97頁。

<sup>24</sup> 中北・前掲注(4) 101頁の表現を借りれば、与野党間の「ねじれ」ということになるのか。

### ③ 野党の足並みの乱れ<sup>25</sup>

野党も、法案への態度がそれぞれ異なっていたため、共産社民のように最初から全面的に反対という政党から、みんな・維新のように、修正すれば賛成という政党までいた。修正を主張していた政党が修正協議に応じれば、与党だけの強引な国会運営という印象がなくなるため、政府・与党としても法案可決を目指しやすい。その意味で、特に参議院での対応で迷走し、最終的には分裂した「みんなの党」などは、罪が重いと考えられる。

### ④ リベラル派への嫌悪感

香山リカ氏が自信のツイッターで「秘密保護法に反対してる人がみなキライだからきつと良い法律なんだから、という意見をネットでよく見る。反対を語れば語るほど逆効果になるくらい嫌われてるちゅうことを、私を含めたいわゆるリベラル派は考えてみなきゃ。これじゃ反対会見開いてかえって法案成立に貢献しただけ、ってことになる」<sup>26</sup>というツイートをし、ネット上でも一時期騒がれた<sup>27</sup>。つまり、リベラル派が嫌われており、そのことが結果として秘密保護法成立の後押しとなった、というのである。この点につき因果関係は証明できないのではっきりしたことは言えないが、この認識自体は思いの外深刻なものではないかという気がしている。

ネット上での発言が世論を代表しているとは思われないが、ネット上ではリベラル派を批判・中傷・揶揄する数多くの発言が見られることは事実である。では、なぜ「リベラル」は嫌われるのだろうか。

Liberal な意味でリベラル派に属する私にはリベラル派を嫌う理由というのとはよくわからないが、いくつか考えうるものを挙げてみたい。

まず考えつくのが、推測の域を超えるものではないが、「リベラル」という

---

<sup>25</sup> 中北・前掲注(4) 97頁。

<sup>26</sup> 香山リカ氏のツイッターにおける2013年12月5日6時39分投稿のツイート(<<https://twitter.com/rkayama/status/408606541659394048>>)。

<sup>27</sup> 香山リカ『『こころの時代』解体新書』—小泉『脱原発』発言をどう見るか』創481号76頁以下(2014年)でも同趣旨のことを述べている。さらに続けて「その世間の空気があまりに読めないところこそが、この手の反対運動をしている人たちの最大の問題といえる」とまで言う(77頁)。

立場への嫌悪感である。通常「リベラル」といえば、政党でいえば共産・社民をイメージするのではないか。その両政党への脊髄反射的な嫌悪感というのは、一部の市民の間にあるように思われる。共産党に対し、「共産党」という名前を変更したほうがいいのではないかなどと言われることもあるようだが、そうした提言は、この脊髄反射的な嫌悪感とも無関係ではあるまい。

また、民主党への有権者の失望ということも関係があるように思われる。2009年の政権交代で政権についていた民主党の迷走と民主党に投票した有権者の失望があり<sup>28</sup>、その民主党は自民党に比べ、「リベラル」な政策を採用するなどしており<sup>29</sup>、その民主党に対する失望がリベラルを嫌う「空気」を創りだしたとしても不思議ではない。もちろん私自身は民主党をリベラルだとは思わないし、自民党と民主党の二大政党制を「保守二大政党」と評価する者が多いことも承知している。

こうしたことに加え、リベラル内部からも、リベラル派に対する嫌悪感が生まれる要素があるように思う。具体的にいえば、例えば身近な人権侵害に無関心、という傾向が見られることである。私にはうつ病を患っている知人が何人かいるが、そのうちの1人は両親がリベラル派で市民運動などもしていた。しかしその知人がうつ病になった時、その知人は「両親は何もしてくれない、彼らは身近な人権問題に関心がないんだ」とこぼしていた。そして実際、この知人はどんどん思想が右傾化していつている。また、あるリベラル派のイベントに参加した際、そのイベントが行われていた公園の隅にあったベンチにはホームレスと思しき方が2名ほどいたが、参加者のほとんどはこのホームレスに見向きもしていなかった<sup>30</sup>。こうしたことから、リベラル派に共感する思想を持っている人が、リベラル派に対する不信感を持つことはありうるように思われる。

他にも、リベラル派の戦略ミスないし「内部分裂」・「内ゲバ」への嫌気、と

---

<sup>28</sup> 小沢隆一ほか「座談会 『政治改革』20年 日本政治に何をもたらしたのか」前衛905号(2014年)15頁(白鬚発言)。

<sup>29</sup> 高校無償化などはその一例と言えるだろう。

<sup>30</sup> なお鹿児島市内において、ホームレスに対する支援は、公的にも民間においても比較的厚いように見える。具体的には、ホームレスが生活保護申請をすればかなり通るようであるし、民間ボランティアによる炊き出しなども頻繁に行われているからである。そのため、繁華街である天文館地域にはホームレスが数十名いると思われるが、一見ホームレスに見えないような方も多い。

ということもあるように思われる。たとえば、原水爆禁止運動は長い間原水禁と原水協の2つに分裂しており、同じ目標を持ちつつも共同での運動をできていないようである。また、国政選挙では与野党が対立することが多いが、地方選挙においては、民主党や社民党が自民党と同じ候補者を支持するという事は珍しいことではない。さらに都知事選でいえば、リベラル派といえるだろう宇都宮健児候補は、以前の支援者であった澤藤統一郎弁護士から厳しい批判を受け続けている<sup>31</sup>。こうした「内部分裂」や「内ゲバ」、与野党相乗りといったことを繰り返していれば、政治的主張に共感はしえても、そこから距離を取るといふことはありうるように思われる。

#### ⑤ 「デモ」という手法への否定的評価

これも推測の域を出るものではないが、一般市民の多くは、「デモ」そのものに否定的な評価をしているのではないか。デモ行進は交通の邪魔、デモ行進はやかましい、シュプレヒコールや横断幕の言葉が怖い、といった話はよく耳にする。

もちろんデモ行進は憲法で保障された権利である。しかし、私自身がデモに参加しつつ周囲の市民の反応を見てみると、迷惑そうな顔で自動車を運転する人、トラメガでの訴えに耳をふさぐ人、顔を背ける人などが少なからずいる。そういう人たちにとっては、こうしたデモは「迷惑」でしかなく、迷惑な人たちの主張だからこそ、耳を傾けてもらえない、ということにつながっている側面はあるように思われる。

また、実際にデモに参加した若者の中にも、横断幕の文字が怖いとか、使われる言葉（例えば「糾弾」）が怖いとか、シュプレヒコールが怖いとかいう感想を聞いたことがある。せっかくデモに来てくれた若者たちが、オールドスタイルのデモに恐怖感を抱き、こうしたデモを敬遠している面も見逃すべきでは

---

<sup>31</sup> 澤藤統一郎の憲法日記〈<http://article9.jp/wordpress/>〉では宇都宮氏に対する批判（公選法違反）が書き連ねられている。怒りに満ちていることから、かなり感情的な部分も見られるが（人格批判など）、公選法違反についての批判としてはまっとうな批判に見える。これに対し宇都宮陣営からも反論があったが（「澤藤統一郎氏の公選法違反等の主張に対する法的見解」〈<http://utsunomiyakenji.com/pdf/201401benngoshi-kennkai.pdf>〉）、個人的には、苦しい言い訳にしか見えない。

ないと思う<sup>32</sup>。

このように、デモをすることで、「リベラル」が敬遠されている面があるかもしれないということは、もっと真剣に考えるべき点であるように思われる。石破茂氏ブログで、絶叫戦術はテロ行為と変わらないとする評価<sup>33</sup>は、大臣によるデモに対する評価としてありえないもので許すべきではないが、一般市民の中には、こうした評価に賛同する声が少ないこと<sup>34</sup>を、デモ参加者は認識すべきではないか。

## ⑥ メディアへの不信

毎日新聞が報道の仕方について反省していたことは先に見たが、それ以前の問題として、マスメディアが市民から信頼されていないという面もあるように思われる。その典型は、ネットなどでよく見られる「マスゴミ」という表現である。こうした表現がなされる一つの原因は、思うに、「メディアが伝えるべきことを伝えていない」という不信があるのではないか。つまり、ツイッターをはじめとする SNS の発達で、市民からの情報発信が増加したことで多様な情報の入手が可能となり、自身の持っている情報とメディアの情報にズレがあることから、「メディアが適切に情報を伝えていない」といった不信感が生まれるという面があるように思う<sup>35</sup>。こうした「メディアは伝えるべきことを伝

---

<sup>32</sup> この点につき、研究会においては参加者から「世代間の断絶」という問題点がある旨の発言があった。デモの方法について私自身も「世代間の断絶」を感ずることがあり、この指摘には共感を覚えた次第である。

<sup>33</sup> 石破茂オフィシャルブログの記事「沖縄など」(2023年11月29日付記事)〈<http://ishiba-shigeru.cocolog-nifty.com/blog/2013/11/index.html>〉(2014年1月31日最終アクセス。なお絶叫先述はテロと変わらない旨の記述は、削除されていないが、取り消し線が引かれている)

<sup>34</sup> 石破氏のブログ記事に寄せられたコメントには、批判も多いが、他方で賛同するコメントも散見される。

<sup>35</sup> 例えば脳科学者の茂木健一郎氏は、「日本の新聞 腐ったメディア」「何でもかんでも報道禁止」などと歌う「日本の新聞」というタイトル動画をYouTubeに投稿している。これは、ミスインターナショナル2012グランプリの吉松育美氏に対する脅迫事件などを報じないメディアへの抗議のようである。茂木氏のツイッターのツイート「海外メディアは、こんなに報じているのに、一行も報じないで、恥ずかしくないのかね、日本の新聞諸君！」〈<https://twitter.com/kenichromogi/status/413154442200899584>〉を参照。また、YouTubeの動画は〈[http://www.youtube.com/watch?v=e\\_FiNkyCYwQ&feature=youtu.be](http://www.youtube.com/watch?v=e_FiNkyCYwQ&feature=youtu.be)〉(2013年12月18日公開)

えていない」という意識は、思想的傾向に関わらず存在しているように思われる。そうであれば、いくらメディアが法案の危険性を報じて、むしろ逆効果になり、香山リカではないが、メディアが反対するから、俺は賛成する、といった意識を持つ人々が現れてしまうことにもなりかねない。

### 3 では、どうすればいいのか

それでは、どうしたらいいのだろうか。

安倍政権による改憲の主張に対する運動という文脈ではあるが、樋口陽一教授は「特別の知恵はない」「愚直に訴え続けていくこと」と指摘している<sup>36</sup>。また、私と同じような問題意識を持つ谷口真由美は、自身の教え子（大学生）らに対するアンケートにおいて、8割以上の学生が、政治に興味があると答えたことに希望を見出し、「井戸端会議でおばちゃんたちに常に難題を問い続け、おっちゃんたちと手を携え、子どもに私はあなたたちのためにくじけない姿を見せ続けよう」との決意を示している<sup>37</sup>。

私自身も、まずは地道な活動が必要だろうし、結局それが最も効果的な手法ではないかと一応は感じている。とはいえ、地道な活動を続けてきた結果が今の状態なのであるから、やはり地道な活動だけでは足りないように思う。

他に考えつく手法としては、他の運動との共闘<sup>38</sup>や、良心的保守との共闘<sup>39</sup>などがありうる。実際、選挙制度の問題でいえば、中選挙区制度を支持する与党議員も実際にいることから<sup>40</sup>、こうした提案には積極的に賛同したい。また、こうした人たちとの共闘には、先述のような、「リベラル派」の「内ゲバ」などに終止符を打つことが不可欠であろうと思われる。

この他、個人的にいい取り組みだと思ったのが、2005年から行われている「さ

---

<sup>36</sup> 樋口陽一・奥平康弘・小森陽一『安倍改憲の野望』（かもがわ出版、2013年）85頁（樋口発言）。

<sup>37</sup> 谷口前掲注(19)118頁。谷口のこの姿勢は、彼女の講義において、学生の8割が「政治に興味がある」と答えたことに基づく。同書同頁。

<sup>38</sup> 渡辺治「安倍改憲の歴史的位置と新たな特徴（下）」前掲905号（2014年）56頁。

<sup>39</sup> 渡辺・同上57-58頁。

<sup>40</sup> 「証言・政治改革20年 森喜朗・元首相 派閥の教育機能、失われた」朝日新聞2013年6月16日付朝刊4頁で、森元首相は「小選挙区制導入は失敗だ。中選挙区に戻した方がいい」と述べている。

らば戦争！映画祭」という企画である。これは、戦後補償弁護団・中国「残留孤児」訴訟弁護団、原爆症訴訟弁護団の3弁護団や訴訟支援者が、戦後60年にあたって企画したもので、戦争をテーマにした映画をいくつか上映して、戦争を考えてもらおうというものである。私も2007年まではスタッフとして参加していた。この「さらば戦争映画祭」は、スタッフに若手が多いし、会場にも学生のような若者の参加も多い。また、映画というツールは若い学生などにも馴染みがあるし、講演会やデモに比べて、参加へのハードルは低いと思われる。こうした芸術というツールは、もっと活用されていだろう。

#### 4 おわりに

私の個人的な印象に基づくもので、分析とはいえないような内容になってしまったが、市民運動をしている何人かの知人との個人的な対話や、平和憲法研究会などでの報告において、一定の賛同を得られていることから、これまで述べてきたことはあながち間違った分析ではないと考えている。市民運動が抱える問題は根深いが、絶望してしまうわけにはいかない。秘密保護法は成立してしまっただが、注(20)でも触れたように、法律を実際に使わせないための運動は今後も必要であるし、さらにこの先には解釈改憲による集団的自衛権行使の問題も控えている<sup>41</sup>。負け続けてきたとはいえ、これ以上負けを重ねる訳にはいかないだろう。私も様々な工夫をしつつ闘い続けていきたい。

---

<sup>41</sup> 2014年1月の通常国会冒頭の所信表明演説で安部首相は解釈改憲による集団的自衛権行使の容認への意欲を示している。西日本新聞2014年1月25日付朝刊1頁。